

日置市指定給水装置工事事業者

各種届出等のご案内

指定事項の変更

- 名称及び所在地等の指定事項に変更があったときは、変更があった日から30日以内に「指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書」(様式第十)を提出してください。

【添付書類】

届出の種類		定款の写し	登記事項証明書	住民票	誓約書	現在交付されている指定証	備考
氏名又は名称	法人	○	○			○	・ 登記事項証明書や住民票は、変更後のもの。
	個人			○		○	
住 所	法人	○	○			○	・ 住民票は、個人番号の記載のないもの。 ・ 定款は、直近のもの。
	個人			○		○	
代 表 者	法人	○	○		○	○	
役 員	法人		○		○		

※事業者の承継(相続、個人から法人への組織化、合併に伴う新会社の設立等)はできません。

この場合には「廃止⇒新規」の手続きをとってください。

主任技術者選任・解任

- 給水装置工事主任技術者を新たに選任または解任する場合は、当該事由が発生した日から2週間以内に「給水装置工事主任技術者選任・解任届出書」(様式第三)を提出してください。
※給水装置工事主任技術者を欠いた状態は指定の取消し要件に該当しますので注意してください。

【添付書類】 給水装置工事主任技術者免状の写し(選任時)

事業の廃止・休止・再開の届出

- 廃業や合併による消滅等があった時は、次のとおり「給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書」(様式第十一)を提出してください。

☐ 廃止、休止…廃止又は休止の日から30日以内

☐ 再開……再開の日から10日以内

【添付書類】 指定給水装置工事事業者証(廃止・休止時)

【届出場所】

〒899-2592 日置市伊集院町郡一丁目100番地

日置市上下水道課 総務経理係

TEL 099-248-9445(直通)